

1 「あんしんフィルター」を活用する

「子どもを信頼しているから」という理由で解除する保護者もいますが、「信頼」と「安全」は別問題です。また、「子どもが使いたいサービスやアプリが使えない」という理由も多いですが、使いたいサービスやアプリは個別に利用許可設定できます。

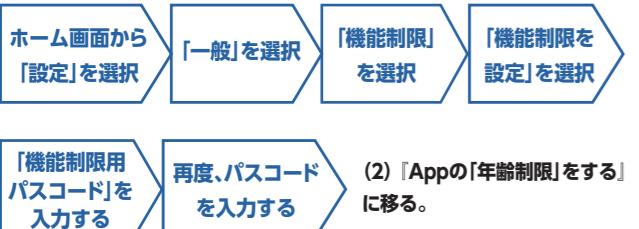
最初に初期設定をしますが、親子で訪れた店頭で設定する場合、子どもにパスコードが伝わらないように気をつけてください。誕生日などの想定しやすいパスコードもNG。これは、御家庭で設定する場合も一緒です。設定変更や利用許可などは、パソコンなどでも可能です。パスコードの管理は、必ず保護者が行ってください。



2 iOS端末の機能制限を設定する

iOSの端末(iPhone、iPad)は、あんしんフィルターによるアプリのコントロールができません。あんしんフィルターを使うと同時に、端末の機能制限を行ってください。あんしんフィルター同様、パスコードは誕生日などの子どもにわかりやすいものは避け、教えない・見せないように注意しながら保護者が管理してください。

(1) 「機能制限」を行う



(2) Appの「年齢制限」をする

*Appは、iPhoneのアプリのことです。



【注意】

契約切れスマホ・タブレットについては、フィルタリングも契約切れの可能性があります。その場合、フィルタリングソフトをあらためて導入してください。携帯型ゲーム機の設定については、商品に同梱されている保護者向け説明書やWebなどで確認してください。

[出典]総務省「インターネットトラブル事例集(平成29年度版)」

相談窓口 (もしもトラブルに巻き込まれたら…)

いじめ問題など

- 文部科学省 24時間子供SOSダイヤル
0120-0-78310(なやみ言おう)(毎日24時間対応)
- 京都市総合教育センター ふれあい・すこやかテレフォン
075-612-3268 または **3301**
0773-43-0390
(毎日24時間対応)

(メール相談) →

インターネット上の誹謗中傷、無断掲載など

- 法務局・地方法務局 子どもの人権110番
0120-007-110(平日8:30~17:15)
- 《青少年ネット被害相談窓口》
075-605-7830(月~金、9:00~17:00)
seisho.net@pref.kyoto.lg.jp
- 違法・有害情報相談センター
<http://www.ihaho.jp>(インターネット相談)



ネット通販、オンラインゲーム、出会い系サイトなど

- 消費者庁 消費者ホットライン
188(いやや)(局番なし)

犯罪等の被害防止など

- 京都市警察 警察総合相談室
#9110(月~金(祝日を除く)、9:00~17:45)
又は最寄りの警察署

非行問題や少年の犯罪被害など

- 京都市警察 ヤングテレホン
075-551-7500(毎日24時間対応)

18歳までの子どものための相談先

- チャイルドライン
<http://www.childline.or.jp/>
0120-99-7777(月~土、16:00~21:00)



PTA研修会でのネットトラブル等に関する交流に、また、家庭での話し合いにこのリーフレットを活用ください。

【参考】

総務省「インターネットトラブル事例集(平成29年度版)」
文部科学省「ちょっと待って!スマート時代の君たちへ」(高校生用)(2017年度版)
SNAスクールネットワークアドバイザー「最新版 子ども、保護者、教員で考える
インターネットトラブル防止ガイド」ラピュータ(2014年)

京都府教育庁指導部社会教育課 電話:075-414-5886

平成29年11月発行

御存知ですか?

青少年を取り巻く インターネット等の トラブルについて



インターネットや、スマートフォンなどのデジタル機器、SNSによるコミュニケーションなどを

- 「賢く安全に使うための知識・知恵」
 - 「ルールを守って使う心」
- をはぐくみましょう。

京都府教育委員会

フィルタリング機能を活用して 安全に使いましょう

- インターネットを安全かつ適切に利用するためには、知識・経験・判断力はもちろん、規範意識(ルール・モラル・マナーを守る意識)、自制心(自分をコントロールする心)をはぐくむことが大切であり、子どもの年齢や力量に応じた手助けが必要です。
- 「フィルタリング」は、冷静さを欠いた利用に適度なブレーキをかけるだけでなく、悪意の仕掛けがあるサイトへのアクセスを防いでくれます。子どもたちが意図せずトラブルに巻き込まれることがないよう、フィルタリングを上手に活用しましょう。
- 青少年の健全な育成に関する条例により、保護者には青少年に有害な情報を閲覧させないように努力義務が課せられています。

使用者が18歳未満の場合は、
その旨を申し出てフィルタリングを利用する

青少年インターネット環境整備法^{※1}

(平成21年4月施行、平成29年6月改正法公布^{※2})

携帯電話会社や格安スマート会社(MVNO)とその契約代理店には、新規の携帯電話回線契約時および機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に、次のようなことが義務付けられます。

青少年確認	契約締結者又は携帯電話端末の使用者が18歳未満か確認
フィルタリング 説明	①青少年有害情報を閲覧するおそれ ②フィルタリングの必要性・内容を保護者又は青少年に対し説明 ③説明内容を書面で交付 ^{※3}
フィルタリング 有効化措置	契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングソフトウェアやOSの設定を行う

子どもの利用状況を適切に把握するとともに、18歳未満の青少年が使用者である旨を申し出ること、フィルタリングの説明を受けること、フィルタリングソフトウェアやOSの設定を行うことなどが、保護者の役割となります。

※1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

※2 公布の日から1年を超えない範囲において政令で定める日から施行

※3 青少年の健全な育成に関する条例による

フィルタリング名称が統一され、
よりわかりやすく、より簡単・便利に

平成29年3月、NTTdocomo、au(KDDI)、SoftBankのフィルタリング名称が「あんしんフィルター」に統一されました。さらに、無線LAN(Wi-Fi)接続時やアプリ利用時にフィルタリングを有効にするために、それぞれ設定が必要という複雑さも解消され、年齢、使い方、判断力などに応じて、4段階のフィルタリングから適切なレベルを選択するだけで、より安全な環境でインターネットを利用できるようになりました。(無料／一部の追加オプションは有料)

企業名 ブランド名	Android	iOS(iPhone/iPad)
Web 無線LAN Wi-Fi	アプリ	Web 無線LAN Wi-Fi
NTT docomo au(KDDI) SoftBank	各社ロゴ	① あんしんフィルター for(企業名・ブランド名) ② 端末の 機能制限

なお、格安スマートのフィルタリングについては、事業者ごとにサービス内容や費用が異なります。各社の提供サービスを利用するか、フィルタリングアプリを追加導入するなど、保護者が判断・対応してください。

インターネット・スマートフォンにかかわるこのような事例を御存知ですか？

マナー違反や長時間の使用が問題になっています



- インターネットはあくまで公共の場であり、「秘密の場所」はありません。
- SNSに没頭する「SNS疲れ」による睡眠不足・体調不良が問題になっています。
- 歩行中の操作「歩きスマホ」は、迷惑やトラブルの原因になります。また、自転車走行中の操作「ながらスマホ」は京都府道路交通規則違反となります。

●トラブルに発展したり、不規則な生活になったりします。

不適切な内容を送信・配信することによる
トラブルが発生しています



- 誹謗中傷の書き込みは人権侵害であり、犯罪となることがあります。
- 一度投稿したものは永久に取り消せないことを知らずに投稿する事例が後を絶ちません。
- 飲酒や喫煙、公共の場での迷惑行為、学校の様子について実況・撮影、性的に過激な写真・動画を配信し大きなトラブルを招いています。

●加害者にも被害者にもなることがあります。

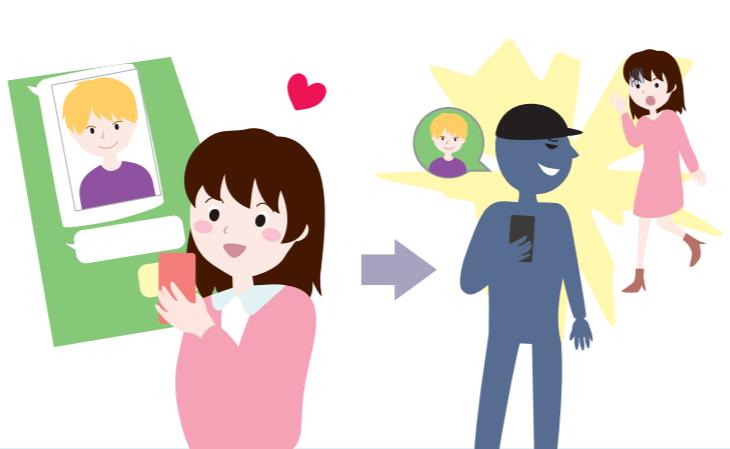
個人情報を載せたり送ったりして
被害を受けることがあります



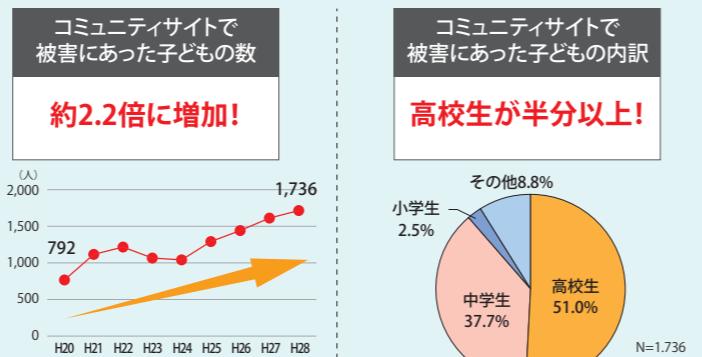
- 写真的背景や位置情報、名前、住所、学校名から個人が特定できてしまいます。
- 個人情報を気軽に教え、ゲームやSNSなどのID・パスワードを他人に利用されて被害にあう人が増えています。
- 18歳未満の子どもの裸の写真は、「撮影」も「送信」も「所持」も児童ポルノ禁止法※4違反などの罪に問われる場合があります。

●閲覧した人によって情報が悪用されることがあります。

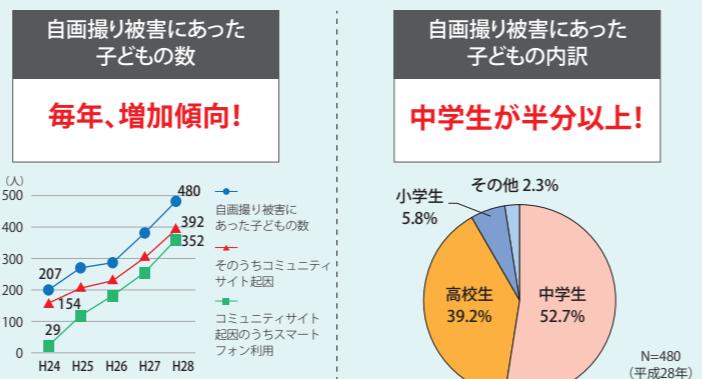
誘い出し・なりすましなどの
出会い系トラブルが多発しています



SNSなどコミュニティサイトを通じた
犯罪被害は、過去最多



騙されたり脅されたりして、
裸の写真を送らされる被害も年々増加



【出典】警察庁・文部科学省「ネットには危険もいっぱい～他人事だと思ってない?～」(平成29年9月)

●SNSやインターネットで知り合った人による性犯罪被害が多く発生しています。
18歳未満の青少年の出会い系サイトの利用は認められていません。※5

※5 未成年者が出会い系サイトに異性との交際(金品目的も含む)を求める書き込みは、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)で禁じられており、犯罪です。

●多くのSNSは、利用規約の中で迷惑行為や誹謗中傷を禁止しており、悪意があるなしにかかわらず、悪質な書き込みは処罰の対象になることがあります。

●インターネット上の出会いは危険が潜んでいます。

将来の事を考えずに使い、
深刻な影響を受けるトラブルが多発しています



- 他人への誹謗中傷、不謹慎な写真、悪ふざけ動画などを投稿した場合、その人の評価や信頼を下げ、将来に影響します。
- 相手の立場、自分の立場を客観的に捉えて行動できない事例が増えています。トラブルが起きてからでは遅いのです。
- 情報は一度インターネット上に流出したら完全には削除できないことを知らずに使用し、自分の将来だけでなく、家族や将来の家族に対しても影響を与える可能性があります。

●今行動が、将来にどんな影響を与えるか考えさせましょう。

「JKビジネス」が性犯罪被害の温床になっています



●「JKビジネス」とは、女子高校生などが男性客の求めに応じて様々なサービスを提供するものです。

[JKリフレ]添い寝・ハグ・マッサージなど
[JKコミュ]客と同席し、会話・占い・ゲームをするなど
[JKお散歩]客と散歩、観光案内など
[JKカフェ]テーブルやカウンター越しに客と話すなど
[見学・撮影]制服や水着、コスプレ撮影など

「JKビジネス」で働いている知人がいる高校生 15.8%

(質問)「JKビジネス」で働いている子を見たり聞いたことはありますか?



【出典】大阪府青少年課「いわゆる「JKビジネス」に対する高校生を対象とした意識調査の結果について」(平成29年8月21日公表)

●性的な被害や児童買春、ストーカー行為等の被害にあうケースや、客にインターネット上に自分のことを書き込まれる等のトラブルが多発しています。

【事例】JKカフェで働く女子従業員(16歳)が店内で連絡先を交換した男性客の自宅に誘いこまれ、性交の被害にあった。(平成27年9月 東京都)

●JKビジネスに関するトラブルに巻き込まれたら、
警察にすぐ相談しましょう。

トラブル防止のために!

保護者自身が意識して行動しましょう

●スマートフォンの操作ができますか?

基本的な操作を把握し、子どもが安全に使える環境を整えましょう。

●情報モラルやフィルタリングについての知識がありますか?
このリーフレットなどで積極的に学びましょう。

●スマートフォンの正しい利用を態度で示すことができますか?

保護者自身が見本となりましょう。
(歩きスマホ禁止、食事中や就寝前の不使用 等)

●スマートフォンの使用目的や使い方について話し合っていますか?
子どもの考えを聞き、使い方と一緒に考えましょう。

●スマートフォンの利用ルールを子どもと一緒に決めていますか?
子どもの言い分にも耳を傾け、ルールを決めましょう。

●子どもと決めたルールを定期的に話し合い、適宜見直していますか?
利用範囲や時間、課金、各種制限など、発達・成長段階に合わせてルールを調整しましょう。

●子どもが使用している機種を今一度確認しましょう。
また、これからスマートフォンを持たせる場合は購入前に確認しましょう。

スマートフォン使用時の
家庭でのルールをつくりましょう

●使用する時間・場所を決める。

●誹謗中傷・他人の情報を書かない。
何かあれば「相手に会って直接伝える」ことが大切です。

●自分の情報は書かない。
犯罪に巻き込まれる可能性があります(特に写真は注意)。

●サイトで知り合った人に会わない。
なりすまし等の危険があることを伝えましょう。

●他人のID・パスワードを使わない。
不正アクセスは禁止されています。また、自分のID・パスワードを他人に教えないように注意しましょう。

●すぐ大人に相談させる。
犯罪に巻き込まれてからでは遅いです。不安なことや気になることは保護者や学校の先生、警察の人に早めに相談するようにしましょう。

●定期的に子どものスマートフォン・携帯電話を一緒にチェックする。
子どもにもプライバシーがありますので「一緒に」チェックしましょう。

●決めたルールは妥協しない。
子どもをインターネットの危険から守るために、あいまいなルールにならないようにしましょう。

●保護者は子どもをネットトラブルから守る責任があります。